

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項に規定する定期監査等について、茨城県監査基準に準拠して監査を実施し、同条第9項の規定により、次のとおり監査の結果に関する報告を決定したので公表する。

令和6年12月16日

茨城県監査委員	伊 沢 勝 徳
同	澤 田 勝
同	田 中 美 和

定期監査等の結果に関する報告

本報告書は、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、定期監査等の結果を茨城県議会等に報告するものである。

第1 監査の実施状況

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に規定する定期監査等について、「茨城県監査基準」に準拠し、次のとおり実施した。

1 監査実施機関 61 機関

所管部局	監査実施機関名
総務部	県北県民センター、鹿行県民センター、県南県民センター、県西県民センター、水戸県税事務所、常陸太田県税事務所
県民生活環境部	消費生活センター
防災・危機管理部	県立消防学校、環境放射線監視センター
保健医療部	ひたちなか保健所、日立保健所、潮来保健所、竜ヶ崎保健所、土浦保健所、つくば保健所、衛生研究所、県北食肉衛生検査所、動物指導センター
福祉部	筑西児童相談所、県立茨城学園
産業戦略部	県立産業技術短期大学校、県立日立産業技術専門学院、県立鹿島産業技術専門学院、県立土浦産業技術専門学院、県立筑西産業技術専門学院、産業技術イノベーションセンター、産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所、産業技術イノベーションセンター笠間陶芸大学校
農林水産部	県北農林事務所、県北農林事務所常陸大宮地域農業改良普及センター、鹿行農林事務所行方地域農業改良普及センター、県西農林事務所境土地改良事務所、畜産センター養豚研究所、農業総合センター、水産試験場
土木部	土浦土木事務所、土浦土木事務所つくば支所、筑西土木事務所、常陸太田工事事務所、境工事事務所
教育庁	水戸教育事務所、県立図書館、県近代美術館、県近代美術館天心記念五浦分館、県陶芸美術館、ミュージアムパーク県自然博物館、県立高萩清松高等学校、県立大子清流高等学校、県立水戸第二高等学校、県立水戸農業高等学校、県立水戸桜ノ牧高等学校、県立鉾田第二高等学校、県立土浦工業高等学校、県立竜ヶ崎第一高等学校、県立竜ヶ崎第一高等学校附属中学校、県立水海道第一高等学校、県立水海道第一高等学校附属中学校
警察本部	日立警察署、鹿嶋警察署、石岡警察署、古河警察署

2 監査対象年度 令和5年度

3 監査実施期間

令和6年8月22日から11月30日まで

4 監査の着眼点

- (1) 予算の執行等の財務に関する事務が、法令等に従って適正に執行されているかどうか等、正確性、合規性の確認はもとより、経済性、効率性、有効性の検証を重視し監査した。
- (2) 前年度における定期監査の指摘等監査結果のほか、行政監査、包括外部監査の監査結果に対する措置等が適切になされているかを確認した。
- (3) 地方自治法の規定に基づく内部統制実施機関（地方自治法の規定に準じて実施する機関を含む。）における監査実施時点での内部統制の整備状況及び運用状況に関し、リスクの管理状況を監査した。

5 監査の実施内容

「茨城県監査基準」に準拠し、監査対象期間における財務に関する事務の執行について、監査調書により関係書類等と照合するとともに、必要に応じて現地調査、職員からの説明聴取により監査を行った。

監査を重点的かつ効果的に実施するため、重点監査項目を定めて監査を実施しており、今年度は「内部統制の強化について」、「事務事業の成果や効果に関する検証について」を重点監査項目とした。

また、前年度における定期監査の指摘等監査結果のほか、行政監査、包括外部監査の監査結果に対する措置等が適切になされているかを確認するとともに、地方自治法の規定に基づく内部統制実施機関（地方自治法の規定に準じて実施する機関を含む。）における監査実施時点での内部統制の整備状況及び運用状況について職員からの聴取等により監査を行った。

第2 監査の結果

1 監査結果の区分

事務事業の執行に著しく適正を欠き、是正又は改善を求める必要があると認められる事項については「指摘事項」とし、指摘には該当しないが、的確な事務の執行等を促す必要があると認められる事項については「注意事項」とする。

また、組織及び運営の合理化に資すると認められる事項については「意見」とする。

2 監査結果

下記の事項以外については、監査した限りにおいて、監査の対象となった事例が法令に適合し、正確に行われ、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

(1) 指摘事項

所管部局名	監査実施機関名	監査の結果
土木部	土浦土木事務所つくば支所	県施行の土地区画整理事業の実施に基づく土地の賃借料の算定において、内部統制が機能せず、支払対象でなくなった者を長期間に渡り含めたままとしたため、賃借料の過払が続いたことは適切でない。

(2) 注意事項

所管部局名	監査実施機関名	監査の結果
総務部	県西県民センター	特別児童扶養手当の支給事務において、内部統制が機能せず、支給時期を誤認し事務処理が遅延したことにより、75名分、12,449,280円の支給が20日間遅延したこと及び遅延利息17,400円が発生したことは適切でない。